

令和3年度 補助金等調書

No. 01

交付金名称	政務活動費						種別	交付金			
担当部課	議会事務局	部	議会事務局			課	区分	制度的補助			
交付先種別	団体	交付対象数	6	団体名等	議会内各会派または議員						
予算科目	会計	01	款	01	項	01	目	01	事業	03	政務活動費
概要	野洲市議会議員の調査研究活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し政務活動費を交付することによって、市政課題の解決に向けた政策提言につなげる。										
目的	対象 (誰を・何を)	議会内各会派または議員									
	意図 (どうしたいか)	議会内各会派または議員が市政課題の解決に向けた調査研究活動を行う。									
手段 (どうやって)	議員が行う調査研究や課題解決に向けた研修、広報紙の作成や意見交換会の開催、またこれら活動に必要な資料作成や資料購入等の経費の一部として政務活動費を交付する。										
開始年度	H16	終了年度		根拠規定等	地方自治法、野洲市議会政務活動費の交付に関する条例等						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	議員1人 年間 120,000円						上限額	議員1人 年間 120,000円			
積算根拠	議員1人120,000円×所属議員数				補助対象経費	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費(条例に明記)					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	1,373 千円	1,602 千円	1,404 千円	2,160 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	1,373 千円	1,602 千円	1,404 千円	2,160 千円	
交付先実績	収入総額	1,373 千円	1,602 千円	1,404 千円		
	うち自主財源	61 千円	108 千円	125 千円		
	支出総額	1,434 千円	1,710 千円	1,529 千円		
	補助対象経費 (B)	1,373 千円	1,602 千円	1,404 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	議員	18 人	18 人	18 人		
結果成果指標	交付者数	15 人	15 人	15 人		
	1人当たり交付金額	92,000 円	106,800 円	93,600 円		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○	法律、条例により交付対象者を限定している。また、それぞれの党派、議員個人の責任において執行しているが、事業効果の検証や使途の確認は実績に基づき行う。	
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	法律、条例により交付対象者を限定している。また、それぞれの党派、議員個人の責任において執行しているが、事業効果の検証や使途の確認は実績に基づき行う。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	左記に記載されている内容は実績報告書他、領収書等を確認し、事業効果を検証しながら、使途の確認を行っている。	事業効果が認められないものに対する対応はどのようにしているのか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	法律、条例により交付対象者を限定している。また、それぞれの党派、議員個人の責任において執行されている。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○	交付額を超える財源は自主財源で支出されている。また左記に記載されている内容は実績報告書他、領収書等を確認し、使途を確認している。	
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	対象経費の数値基準は設けていないものの、別途政務活動費の手引きを作成し、対象経費の項目のみを明確にし、運用を進めている。	
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	△		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	金額は特別職報酬審議会に諮問し、答申され決定されるものであるが、ここ数年審議会が開かれておらず、見直しには至っていない。議会改革特別委員会等で協議を経て、諮問されるものであり、事務局は介入ができず、助言等支援するのみである。	定期的に見直しが行われるよう働きかけるべきである。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 17 △(1点) 1 ×(0点) 1 —(除外) 1

適正化 実施率	ランク 点数基準 評価の目安	D	C	B	A
		50%未満 廃止・縮小	50%以上70%未満 縮小・改善	70%以上90%未満 改善・継続	90%以上 継続・充実
92%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	継続	評価 内容	
---------------------	----	----------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 02

交付金名称		自治会活動交付金						種別	交付金				
担当部課		市民	部	協働推進			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	113	団体名等		市内自治会、連合会等						
予算科目		会計	01	款	02	項	01	目	10	事業	02	コミュニティ活動推進事業費	
概要		市内の自治会のまちづくり活動に係る経費の負担を軽減することにより、当該活動の活性化の促進及び市と自治会との協働のまちづくりの推進に寄与するため交付金を交付します。											
目的	対象 (誰を・何を)	市内自治会、連合会等											
	意図 (どうしたいか)	自治会が管理する施設及び設備の維持管理に係る経費を軽減することで、自治会活動の活性化の促進及び市と自治会との協働のまちづくりの推進に寄与する。											
手段 (どうやって)		文書配布等委託事務、自治会館の利用促進、防犯灯の維持管理、条例等に掲げる公園等の維持管理に係る経費の補助。											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等			野洲市自治会活動交付金交付要綱					
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額		①文書配布等委託事務：世帯数に1,600円を乗じて得た額、②自治会館の利用促進：世帯数及び自治会館の面積の段階区分ごとに別に定める額、③防犯灯の維持管理：別に定める防犯灯1灯当たりの消費電力等の区分に応じた額に、防犯灯の灯数を乗じて得た額、④条例等に掲げる公園等の維持管理：公園等の面積の段階区分ごとに別に定める額						上限額		①上限なし ②120,000円 ③上限なし ④上限なし			
積算根拠		①郵送代80円×20回、②根拠なし、③令和2年10月時点の防犯灯1灯当たりの料金単価、④根拠なし			補助対象経費			文書配布等委託に係る経費、自治会館の利用促進に係る経費、防犯灯の維持管理に係る経費、条例等に掲げる公園等の維持管理に係る経費					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	45,988 千円	46,346 千円	46,689 千円	48,079 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	45,988 千円	46,346 千円	46,689 千円	48,079 千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	自治会、連合会数	114	113	113		
結果 成果 指標	交付自治会、連合会数	103	102	102	R3	102

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	交付金の積算根拠が不明確であるため、負担軽減につながる経費の補助となっているか不明である。	有効な補助となるよう、自治会のニーズや執行の実態を確認すべきである。 一部活動内容に応じた支援にしてはどうか。 基本分…人口割 活動分…実費
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	△		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	事業の目的に沿って適正に執行されているかの確認が出来ていない。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	—		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	—		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	△		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	対象経費の数値基準は明確に示しているが、その基準の根拠が不明確であり、一部を除き改定を行っていない。 自治会活動を活性化するための施設設備が存在する限り、維持管理経費は永続的に必要となるため、終期を設定することは適切ではない。	実態に即しているか、定期的な確認と見直しが必要である。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 11 △(1点) 4 ×(0点) 1 —(除外) 4

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準	50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
評価の目安	廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実	
81%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
改善	見直し内容	交付金の積算根拠を明確にし、社会情勢に即した基準となるよう関係課と協議するとともに、交付金が事業の目的に沿って適正に執行されているか、調査を行う。(令和3年度)

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	実態に即した補助になっているか、定期的な確認と見直しを行われたい。
---------------------	-----------	------	-----------------------------------

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 03

補助金名称		社会福祉協議会活動費補助金						種別	補助金				
担当部課		健康福祉	部	社会福祉			課	区分	運営費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		野洲市社会福祉協議会						
予算科目		会計	01	款	03	項	01	目	01	事業	04	社会福祉協議会活動推進事業費	
概要		少子高齢化が急速に進展している中、地域福祉サービスの充実が求められていることから、社会福祉法人野洲市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に対して人件費補助及び運営補助を行うことで、地域福祉の推進を図り、福祉のまちづくりを目指す。											
目的	対象 (誰を・何を)	・市民 ・福祉サービスや援助を必要とする市民											
	意図 (どうしたいか)	・必要な地域福祉サービスを提供することができる。 ・必要な地域福祉サービス(社協及び行政サービス)につなげることができる。											
手段 (どうやって)		地域福祉活動(支援員の配置、地域活動支援)、小地域ふれあいサロン(高齢者、子育て)の運営支援や活動補助事業、民生委員児童委員連絡協議会等の福祉団体の事務局運営、権利擁護事業等による。											
開始年度		H16	終了年度	-		根拠規定等		野洲市社会福祉協議会補助金交付要綱					
改定履歴	改定年度	H21	改定内容	別表(補助対象事業)の改訂									
		H24		別表(補助対象事業)の改訂									
補助率・額		規定なし						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		なし			補助対象経費		社会福祉協議会定款第2条の各事業(委託事業は除く)を行うために必要な事務局運営に従事する職員の人件費および市が認めた社会福祉事業の事業費補助金						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	71,730 千円	75,958 千円	76,661 千円	65,863 千円	
	特定財源	4,900 千円	4,921 千円	千円	千円	
	一般財源	66,830 千円	71,037 千円	76,661 千円	65,863 千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	71,730 千円	75,958 千円	76,661 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	市民	50,877 人	51,080 人	51,176 人		
結果成果指標	地域福祉権利擁護事業相談件数	6,775 件	6,917 件	6,929 件	R3	7,000
	会員数	12,162	12,424	12,562	R3	13,137

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適合の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	地域福祉の推進は、地域に根差した活動を行っている社協と市が両輪となっており、取り組むことが必要であり、社協に対して補助する必要性は高い。社協自らが市民認知度を高め、事業目的等の市民の理解を得るための更なる取り組みが必要である。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込んでいるか	△		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	数値目標の達成はできていないが、コロナ禍において指標外の生活福祉資金貸付業務の相談件数も多く、地域福祉に必要な事業を担っている。一部地域福祉事業は委託により行うことが可能であり、検討が必要である。収益性の見込めない地域福祉の推進を担う団体は他におらず、有効性は高い。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	△		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	△		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	△	他の社会福祉法人へ運営の補助等を行っていないことから公平性に欠ける部分がある。しかし、地域福祉の推進を担う団体は他におらず、活動内容は全市民等を対象とし、その効果は広く市民に及ぶものである。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	△		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	△	自主財源として、社協活動に賛同された市民、企業、各種団体から会費を徴収している。介護事業等により事業収益をえているが、他の事業費、運営費を賄うことはできておらず、組織全体としては赤字となっている。無縁墓地、忠魂碑の維持管理への補助をされており、市において、管理できない部分へ補助されている。	社協が再補助を行う必要があるのか、効率化が図れないか検証が必要である。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	△		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	×	市の補完的・代替的な事業であり、他に本事業を担う団体が存在せず、また採算がとれない事業であることから、運営費に対する補助を行っている。数値基準による規定はないが、補助対象事業を規定し、毎年度の補助対象となる事業費・人件費を明確に区分し、補助額を精査している。また、法により規定される団体であるため、組織の維持、存続に関する費用の補助は必要であると考えられる。	人に対する補助になっているため、一定の運営費は認められた上で、事業に対する補助とすべきである。また、人件費の増高により補助額も増となり、他の類似団体と比較する等により高水準の賃金体系を見直す必要がある。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	△		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	社協は法に規定される地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体であり、市の補完的・代替的な事業を行っており、他に本事業を担う団体が存在せず、また採算がとれない事業であることから、運営費に対する補助を行っている。また、同理由から補助の終了は馴染まない。毎年度補助対象となる事業費・人件費の精査を行っている。また、令和3年度において見直しを行う。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	△		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 7 △(1点) 11 ×(0点) 1 —(除外) 1

適正化実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実

66%	C				
一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	社協は、地域福祉を推進する役割を担っており、各種事業は公益性、公共性が高く、市が実施困難な事業も担っている。反面、収益性がほとんどないため、財政的な支援は必要と考える。			
改善	見直し内容	令和3年度に社協より提出される報告書、申請書において要員計画、人員配置、事業規模の資料を提出するよう見直しを行い、適正な人員数に対して補助金交付を行う。また、積算に関しても事業毎に積算を行うよう見直しを行う。			
二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	人件費が他市と比較して高くなっていないか確認されたい。政策的な目的に基づき、補助対象経費や補助率を明確に定めた交付要綱に改められたい。		
取組み 結果				取組み の進捗	

令和3年度 補助金等調書

No. 04

補助金名称		心身障がい者おむつ購入助成事業						種別	補助金			
担当部課		健康福祉	部	障がい者自立支援			課	区分	支援・扶助的補助			
交付先種別		個人	交付対象数	66	団体名等							
予算科目		会計	01	款	03	項	01	目	02	事業	04	障がい者（児）紙おむつ購入助成事業
概要		在宅で常時紙おむつを必要とする心身障がい者（児）に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成することにより、当該心身障がい者（児）の衛生の向上並びに介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図る。										
目的	対象 <small>（誰を・何を）</small>	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 いずれも3歳以上かつ他の紙おむつ給付制度を受けていない者										
	意図 <small>（どうしたいか）</small>	紙おむつ購入費用の一部を助成する										
手段 <small>（どうやって）</small>		助成券を対象者に交付する										
開始年度		平成16年	終了年度				根拠規定等	野洲市中心身障害者（児）紙おむつ購入費用助成事業実施要綱				
改定履歴	改定年度			改定内容								
補助率・額		1人1か月5,000円						上限額				
積算根拠					補助対象経費							

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額（A）	3,089千円	2,921千円	3,236千円	3,441千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	3,089千円	2,921千円	3,236千円	3,441千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費（B）	千円	千円	千円		
	補助率（A/B）					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	心身障がい者（児）	61人	62人	66人		
結果成果指標	1人当たり交付額	49千円	46千円	48千円		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	—		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	—		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	—		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	—		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		事業効果が確認できておらず、手法を見直す必要がある。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	—		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	—		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		近隣自治体並みに補助額を見直すとともに、モラルハザードを回避するため、補助率を導入されたい。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	—		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	—		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 6 △(1点) 0 ×(0点) 0 —(除外) 14

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
100%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	紙おむつを常時使用する重度の障がいのある方への支援であり、概要に記載のとおり、本人の衛生面での向上、家族への経済的支援という両面からも継続して支援を続けるべきである。
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	近隣市並みに補助額の見直しを図られたい。また、モラルハザードを回避するため補助率(90%)の導入を強く提案したい。
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 05

負担金名称		湖南地域地域活動支援センターⅡ型事業負担金						種別	負担金			
担当部課		健康福祉	部	障がい者自立支援			課	区分	事業費補助			
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		社会福祉法人 湖南会					
予算科目		会計	01	款	03	項	01	目	02	事業	10	地域生活支援事業費
概要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「地域活動支援センターⅡ型事業」であり、守山市・野洲市が共同で委託している事業である。										
目的	対象 (誰を・何を)	野洲市に居住している次の方 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②療育手帳の交付を受けている人 ③その他市長が必要と認めた人										
	意図 (どうしたいか)	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る										
手段 (どうやって)		機能訓練、社会適応訓練のサービス及び在宅での入浴が困難な人の入浴サービス										
開始年度		H16	終了年度		根拠規定等		野洲市障害者等地域活動支援センター機能強化事業実施要綱					
改定履歴	改定年度		改定内容									
補助率・額		規定なし※事業に対し、交付税措置、国・県地域生活支援事業費補助金あり						上限額	予算の範囲内			
積算根拠		均等割 事業費の30%を2で除した額実績割 事業費の70%を前々年度10月から前年度9月までの各市の延利用実績人数で按分した額				補助対象経費	Ⅱ型事業全般					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	14,735 千円	14,494 千円	14,434 千円	14,594 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	14,735 千円	14,494 千円	14,434 千円	14,594 千円	
交付先実績	収入総額	35,383 千円	千円	千円		
	うち自主財源	35,383 千円	千円	千円		
	支出総額	35,383 千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	35,383 千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)	41.6%				
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円		
対象数	身体・療育手帳交付者数	2,111 人	2,097 人	2,145 人	達成年度	目標値
結果 成果 指標	野洲市延べ利用者数	549 人	498 人	493 人	R3	500人
		人	人	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	△		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		二市で実施していることの効果について確認が必要である。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		適正な負担となるよう、守山市との負担割合について定期的に見直す必要がある。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△		
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	△		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 16 △(1点) 3 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
88%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	二市で実施することの効果を検証するとともに、負担割合を定期的に見直されたい。
---------------------	-----------	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 06

交付金名称		野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金						種別	交付金				
担当部課		健康福祉	部	高齢福祉			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	80	団体名等	各自治会							
予算科目		会計	01	款	03	項	01	目	05	事業	05	敬老事業費	
概要		自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に要する事業経費に対して交付金を交付する。											
目的	対象 (誰を・何を)	交付対象事業を実施する野洲市自治連合会に加入している自治会											
	意図 (どうしたいか)	高齢者が健康で生き生きと安心して生活できる地域社会の構築											
手段 (どうやって)		対象事業実施後に交付申請書と事業報告書の提出											
開始年度		H18	終了年度	—	根拠規定等		野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付要綱						
改定履歴	改定年度	H31	改定内容	敬老会に限定していた交付対象の事業を、自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に広げた。									
補助率・額		75歳以上の人数に1,200円を乗じた額						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		毎年4月1日現在における自治会の高齢者（当該年度において満75歳以上の年齢に到達する者）数に1,200円を乗じた額				補助対象経費		自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に要する経費					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	7,776 千円	8,034 千円	7,333 千円	8,974 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	7,776 千円	8,034 千円	7,333 千円	8,974 千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	自治会数	88自治会	88自治会	88自治会		
結果 成果 指標	交付自治会数	80自治会	79自治会	73自治会	R5	85自治会

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		交付金額、交付対象者に根拠がなく、事業内容と政策目的の整合が図られていない。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	新型コロナウイルス感染症の拡大により、高齢者を集めての事業は中止の傾向にある。見守りや安心につながる事業として、高齢者宅を訪問し、本人の状態の確認と、見守りリストや見守りマップ等の作成を事業の対象とした。	コロナを好機と捉えて超高齢社会に備え、IoTを活用した安否確認、健康づくり、地域住民ネットワーク構築に向けて検討された。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	高齢化が進む中、高齢者の孤立防止のために地域での事業がより一層重要となるため終了(廃止)は設定しない。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 17 △(1点) 1 ×(0点) 1 —(除外) 1

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
92%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	「敬老」という目的で公費を支出することの妥当性・必要性に照らして、別の88歳敬老祝金を廃止し、地域共生の促進に財源転換を図っていきたいと考えている。
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	コロナを好機と捉えて超高齢社会に備え、IoTを活用した安否確認、健康づくり、地域住民ネットワーク構築に向けて検討された。
---------------------	----	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 07

補助金名称	老人クラブ連合会単位老人クラブ等活動支援事業補助金						種別	補助金			
担当部課	健康福祉		部	高齢福祉			課	区分	運営費補助		
交付先種別	団体	交付対象数	1		団体名等	野洲市老人クラブ連合会					
予算科目	会計	01	款	03	項	01	目	05	事業	06	介護予防生きがい対策事業費
概要	高齢者の生きがいづくりや健康づくり推進のため、野洲市老人クラブ連合会を通じて各単位老人クラブが行う活動に対し、補助金を交付する。										
目的	対象 (誰を・何を)	市全体の高齢者									
	意図 (どうしたいか)	生きがいの増進、健康増進、社会奉仕意識の醸成、その他高齢福祉の向上									
手段 (どうやって)	各単位老人クラブに対し野洲市老人クラブ連合会を通じて補助金の交付を行う										
開始年度	H16		終了年度				根拠規定等	野洲市高齢者福祉関係団体等補助金交付要綱			
改定履歴	改定年度			改定内容							
補助率・額	単価に月数とクラブ数を乗じた額						上限額	予算の範囲内			
積算根拠	・適正老人クラブ @3,915円×12カ月×クラブ数 ・小規模老人クラブ @1,800×12カ月×クラブ数				補助対象経費	単位老人クラブ活動費					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	4,062 千円	3,827 千円	3,686 千円	3,806 千円	
	特定財源	2,081 千円	1,960 千円	1,888 千円	1,953 千円	
	一般財源	1,981 千円	1,867 千円	1,799 千円	1,853 千円	
交付先実績	収入総額	4,062 千円	3,827 千円	3,686 千円		
	うち自主財源	1 千円	13 千円	26 千円		
	支出総額	4,063 千円	3,840 千円	3,712 千円		
	補助対象経費 (B)	4,063 千円	3,840 千円	3,711 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	99.7%	99.3%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円	達成年度	目標値
対象数	市内65歳以上人口	12,937 人	13,096 人	13,297 人		
結果成果指標	老人クラブ会員数 (加入率)	4,952人 38.3%	4,505人 34.4%	4,245人 32.0%	R5	加入率 35%
	老人クラブ数	87 クラブ	82 クラブ	79 クラブ	R5	77クラブ

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	近年、クラブ数の減少等の課題があり、令和元年度に「老人クラブ今後のあり方検討会」の答申を受けて、魅力ある老人クラブづくりのために、団体自身でも活動内容等を見直しており、市としても組織や活動に対して支援していきたい。	成果報告(発表)により活動成果を意識させる等、メリハリのある施策とされたい。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○	老人クラブ連合会が行う、単位クラブの事業支援に対する補助金交付である。老人クラブ連合会としては、単位クラブに「補助金交付」することで支援をされているもので、老人クラブ連合会が補助金交付を行うことが合理的である。	対象事業に重複はないか。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	×		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	県からの単位老人クラブ活動補助金が継続されているため、終了(廃止)は設定しない。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 16 △(1点) 1 ×(0点) 2 —(除外) 1

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
		点数基準	50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
	評価の目安	廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
87%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	滋賀県より単位老人クラブ活動補助金の交付を受け、市から野洲市老人クラブ連合会を通じて補助金交付を実施している。
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	実績の確認により事業目的を達成しているか検証を行い、効果の向上を図られたい。
---------------------	-----------	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 08

補助金名称		不妊治療費助成金						種別	補助金				
担当部課		健康福祉	部	健康推進			課	区分	支援・扶助的補助				
交付先種別		個人	交付対象数	75組	団体名等	個人							
予算科目		会計	01	款	04	項	01	目	02	事業	04	母子保健事業費	
概要		不妊治療のうち、1回の治療費が高額となる体外受精及び顕微授精による治療を行う夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。											
目的	対象 (誰を・何を)	①特定不妊治療を受けている市民（夫婦いずれかが市内に居住し、法律上婚姻関係にある夫婦。） ②県の特定治療支援事業実施要綱に基づく助成を受けた者で、自己負担額の全額を助成されていない者 ③市税等を完納している夫婦											
	意図 (どうしたいか)	①不妊に悩む方への支援 ②少子化に対する施策											
手段 (どうやって)		特定不妊治療を受けた夫婦の申請に対し、助成金を交付する。											
開始年度		平成20年度	終了年度	—		根拠規定等		野洲市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱					
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額		①特定不妊治療に要した費用に対する1回の治療当たりの助成額は、特定不妊治療に要した費用から県要綱に基づく助成額を控除した額又は50,000円のいずれか低い額とする。 ①の規定にかかわらず、県要綱別表1のC(以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施)及びF(胚採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止)に該当する特定不妊治療は、当該治療に要した費用から県要綱に基づく助成額を控除した額又は25,000円のいずれか低い額とする。						上限額	50千円又は25千円				
積算根拠						補助対象経費	助成金の交付の対象となる経費は、特定不妊治療に要した費用で県要綱に基づく助成の対象となった経費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	3,138 千円	4,047 千円	3,538 千円	465 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	3,138 千円	4,047 千円	3,538 千円	465 千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象数		45 組	78 組	75 組	達成年度	目標値
結果 成果 指標	交付件数	75 件	95 件	93 件	R3	93件
		人	人	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	△	不妊治療を要する夫婦に補助対処が限定され、少数となるが公益性は高い。	
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△	市民個人と行政との役割分担といった概念になじまない。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		金額が政策効果として妥当か、補助率として政策効果をもたらすものとなっているか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	—		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	—		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	市は県の補助事業に上乘せ補助しており、県の補助事業の終了時点で当補助の廃止又は見直しが必要。	市の政策的判断を慎重に行ったうえで、国や県の制度改革に合わせた見直しを行う必要がある。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	△		

○(2点) 12 △(1点) 3 ×(0点) 0 —(除外) 5

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
90%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	現在、国では令和4年4月より一部の治療に対する保険適用を検討されております。制度の詳細が未定であることから、今後は国の動向を踏まえ、県と連携した制度の見直しが必要です。

二次評価 調整後 評価結果	継続	評価内容	漫然と継続させるのではなく、本市の子育て支援としての打ち出し方において、この取組で他市より優位に立つのか等の議論が必要な施策と考える。
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 09

負担金名称		湖南地区職業対策連絡協議会分担金						種別	負担金				
担当部課		環境経済	部	商工観光			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		湖南地区職業対策連絡協議会						
予算科目		会計	01	款	05	項	01	目	01	事業	04	就労支援・勤労者福祉対策費	
概要		湖南地区(草津市・守山市・栗東市・野洲市の4市)における同和地区住民をはじめとする就職困難者等の就職の機会均等、雇用促進および職業の安定ならびに福祉の向上を図る目的で設立しており、3部会制(就労支援部会・進路支援部会・企業支援部会)をとり、各視点から支援を行っています。構成メンバーの連携により事業を運営しています。											
目的	対象 (誰を・何を)	滋賀県、草津市、守山市、栗東市、野洲市、草津公共職業安定所、日本年金機構草津年金事務所、(公財)滋賀県人権センター、4市内の学校(中学校・高等学校・特別支援学校・高等技術専門学校)											
	意図 (どうしたいか)	湖南地区(草津市・守山市・栗東市・野洲市の4市)における同和地区住民をはじめとする就職困難者等の就職の機会均等、雇用促進および職業の安定ならびに福祉の向上を図る。											
手段 (どうやって)		関係機関と連携を図りながら、継続的な教育・啓発活動に取り組む。											
開始年度		S56	終了年度	—	根拠規定等		湖南地区職業対策連絡協議会規約						
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額								上限額					
積算根拠		湖南地区職業対策連絡協議会規約				補助対象経費							

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	100 千円	100 千円	120 千円	120 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	100 千円	100 千円	120 千円	120 千円	
交付先実績	収入総額	100 千円	100 千円	120 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	100 千円	100 千円	120 千円		
	補助対象経費 (B)	100 千円	100 千円	120 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象数	会員数(団体)	52 団体	52 団体	51 団体	達成年度	目標値
結果成果指標	会員数(団体)	52 団体	52 団体	51 団体	R3	51

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	関係機関と連携を図りながら、継続的な教育・啓発活動に取り組むとともに、就職困難者等の安定就労への支援に取り組んでいるため必要である。	長年、継続して同じ事業を実施されており、現状に照らして効果があるのか検証が必要である。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	協議会として、地域、学校、企業等において、関係機関と連携しながらさまざまな人権啓発活動に取り組むことにより、就職困難者等の就職の機会均等、雇用促進、職業の安定、福祉の向上へと繋がっている。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	終期設定が無いため	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価 内容	事業効果が充分にない。予算措置の判断には受講者数の推移や受講者のニーズへの対応等の説明が必要。政策効果が乏しいことが多い零細補助金・負担金はスクラップする方向で検討されたい。
---------------------	----	----------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 10

補助金名称		守山野洲地区労働者福祉協議会補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済 部		商工観光			課	区分 運営費補助					
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		守山野洲地区労働者福祉協議会						
予算科目		会計	01	款	05	項	01	目	01	事業	04	就労支援・勤労者福祉対策費	
概要		守山・野洲地区の労働者福祉の増進や労働者の経済的・社会的地位の向上に資することを目的に、ボランティア活動や文化体育活動などを実施する。											
目的	対象 (誰を・何を)	守山市・野洲市内の事業所で働く従業員等											
	意図 (どうしたいか)	勤労者福祉団体が勤労者福祉対策事業を実施するために要する経費に補助を行う。											
手段 (どうやって)		勤労者の労働意欲及び労働能力の向上、勤労者の福祉に関する事業を実施する。											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等		野洲市勤労者福祉対策事業補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度												
	改定内容												
補助率・額								上限額					
積算根拠		野洲市勤労者福祉対策事業補助金交付要綱				補助対象経費		勤労者福祉対策事業の実施に要する経費のうち市長が認めるもの					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	220 千円	220 千円	24 千円	225 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	220 千円	220 千円	24 千円	225 千円	
交付先実績	収入総額	220 千円	220 千円	24 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	220 千円	220 千円	24 千円		
	補助対象経費 (B)	220 千円	220 千円	24 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象数	会員数(野洲市分)	3,120 人	3,578 人	4,044 人	達成年度	目標値
結果 成果 指標	会員数(野洲市分)	3,120 人	3,578 人	4,044 人	R3	4,000
	団体数(野洲市分)	9 社	9 社	9 社	R3	9

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	勤労者福祉団体が勤労者の雇用の安定及び適正な労働環境の醸成を図るため、勤労者の労働意欲及び労働能力の向上、勤労者の福祉に関する事業等の「勤労者福祉対策事業」として実施されているため必要である。	云々のボランティア活動への補助など、事業目的に資する内容とは認められない。ボウリング等のレクリエーションについても事業主が提供すべき福利厚生に値し、市民の税金を充当する合理性は見当たらない
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	守山・野洲地区において勤労者福祉団体が、ボランティア活動や文化体育活動等を実施されるなど、勤労者福祉の向上に寄与している。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		自主財源を確保しているのか確認できない。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		使途及び積算根拠を明確にし、事業費補助へ切り替えること。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	終期設定が無いため	事業内容や補助対象等、定期的な見直しが必要である。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク 点数基準 評価の目安	D	C	B	A
		50%未満 廃止・縮小	50%以上70%未満 縮小・改善	70%以上90%未満 改善・継続	90%以上 継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	廃止	評価 内容	事業目的に資する内容とは認められず、市税を充当する合理性がないため、廃止を検討されたい。
---------------------	----	----------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No.	11
-----	----

補助金名称		守山野洲勤労福祉サービスセンター補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済 部		商工観光			課	区分	運営費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		守山野洲勤労福祉サービスセンター						
予算科目		会計	01	款	05	項	01	目	01	事業	04	就労支援・勤労者福祉対策費	
概要		守山・野洲地区の中小企業の勤労者及び事業主に対する総合的な福祉事業として、共済給付事業、福利厚生事業（文化・体育・厚生）などを実施する。											
目的	対象 <small>(誰を・何を)</small>	守山市・野洲市内の300人以下の事業所で働く従業員および事業主											
	意図 <small>(どうしたいか)</small>	勤労者の福利厚生制度の充実を図る。											
手段 <small>(どうやって)</small>		総合的な福祉事業として、共済給付や福利厚生にかかる事業などを実施する。											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等		野洲市勤労者福祉対策事業補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度												
	改定内容												
補助率・額								上限額					
積算根拠		野洲市勤労者福祉対策事業補助金交付要綱			補助対象経費		勤労者福祉対策事業の実施に要する経費のうち市長が認めるもの						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	2,847 千円	2,787 千円	2,787 千円	2,773 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	2,847 千円	2,787 千円	2,787 千円	2,773 千円	
交付先実績	収入総額	2,847 千円	2,787 千円	2,787 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	2,847 千円	2,787 千円	2,787 千円		
	補助対象経費 (B)	2,847 千円	2,787 千円	2,787 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象数	会員数(野洲市分)	1,531 人	1,530 人	1,493 人	達成年度	目標値
結果成果指標	会員数(野洲市分)	1,531 人	1,530 人	1,493 人	R3	1,530
	事業所数(野洲市分)	218 社	219 社	214 社	R3	220

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		民間企業平均的給与を基準としている公務員よりも厚遇される福利厚生となっていないか改めて点検された
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	勤労者の雇用の安定及び適正な労働環境の醸成を図るため、福利厚生制度の充実に関する事業、勤労者の福祉に関する事業等の「勤労者福祉対策事業」として実施されているため必要である。	民間の福利厚生サービスが充実している中、事務局をあえて設置して人件費・運営費を補助する必要性に乏しいため、廃止も含めた抜本的な事業見直しが必要。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	守山・野洲地区の中小企業の勤労者及び事業主に対する総合的な福祉事業として共済給付や福利厚生を図り、事業効果が高いものである。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		自主財源を確保しているのか確認できない。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		使途及び積算根拠を明確にし、事業費補助へ切り替えること。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	終期設定が無いため	事業内容や補助対象等、定期的な見直しが必要である。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	民間の福利厚生サービスが充実している中で必要性に乏しいため、廃止も含めた手法の合理化や抜本的な見直しを図られた
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 12

補助金名称		野州市中小企業退職金共済加入促進補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済 部		商工観光			課	区分	支援・扶助的補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		市内事業者						
予算科目		会計	01	款	05	項	01	目	01	事業	04	就労支援・勤労者福祉対策費	
概要		中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度への加入促進を図ることにより、中小企業で働く従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図り、中小企業の振興に寄与するために、その共済掛金に要する経費に対し、予算の範囲内で野州市中小企業退職金共済制度加入促進費補助金を交付する。											
目的	対象 (誰を・何を)	中小企業者（退職金共済契約を新規として締結し、その従業員に係る掛金を納付しており、常時雇用する従業員の数が20人未満で、市内に主たる事業所を有し、かつ現に事業を営んでいること。）											
	意図 (どうしたいか)	中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図る。											
手段 (どうやって)		従業員20名未満の市内事業者に対して、掛金月額（上限5,000円/人）の20%を12か月間補助する											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等		野州市中小企業退職金共済制度加入促進費補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額		掛金月額（上限5,000円/人）の20%を12か月間補助						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		野州市中小企業退職金共済制度加入促進費補助金交付要綱			補助対象経費		掛金月額（上限5,000円/人）の20%を12か月間補助						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	177 千円	186 千円	130 千円	155 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	177 千円	186 千円	130 千円	155 千円	
交付先実績	収入総額	177 千円	186 千円	130 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	177 千円	186 千円	130 千円		
	補助対象経費 (B)	177 千円	186 千円	130 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	支給事業社数	6 社	7 社	3 社		
結果成果指標	支給事業社数	6 社	7 社	3 社	R3	7
	支給金額	177,400 円	186,400 円	130,400 円	R3	155,000

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		極めて零細な補助であり政策効果に疑問がある。例えば、税理士や社労士の相談支援や研修による経営改善支援を行うほうが効果的ではないか。事業廃止も含めた事業手法の抜本的な見直しを図られたい。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		補助率、金額について、定期的に見直しが必要である。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○	終期設定が無いため	
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	極めて零細補助であり政策効果に疑問があることから、事業廃止も含めた事業手法の抜本的な見直しを図られたい。
---------------------	----	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No.	13
-----	----

補助金名称		高年齢者就業機会確保事業費等補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済 部		商工観光			課	区分	運営費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等	公益社団法人 野洲市シルバー人材センター							
予算科目		会計	01	款	05	項	01	目	01	事業	05	シルバー人材センター助成費	
概要		シルバー人材センターに対して高年齢者就業機会確保事業を実施するための一部を補助金として交付し高年齢者に対する臨時的、短期的な就業機会の確保の提供を図る。											
目的	対象 (誰を・何を)	市内の高齢者											
	意図 (どうしたいか)	就業機会の確保、拡大を図り、社会参加、生きがい対策を促進する。											
手段 (どうやって)		高年齢者就業機会確保事業の実施											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等		野洲市高年齢者就業機会確保事業等補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額		10/10						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		なし			補助対象経費		補助事業の実施に要する経費で人件費、役員の報酬及び費用弁償に係る経費、管理運営に係る経費、会員の福利厚生に係る経費、会員の研修に係る経費、市長が必要と認めるもの						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	18,399 千円	18,899 千円	18,899 千円	18,899 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	18,399 千円	18,899 千円	18,899 千円	18,899 千円	
交付先実績	収入総額	194,937 千円	192,821 千円	176,172 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	193,386 千円	192,448 千円	177,509 千円		
	補助対象経費 (B)	193,386 千円	192,448 千円	177,509 千円		
	補助率 (A/B)	9.5%	9.8%	10.6%		
	前年度からの繰越金	△ 461 千円	1,550 千円	372 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	会員数	553 人	550 人	550 人		
結果成果指標	契約件数	3,630 件	3,586 件	3,267 件	R3	3,300件
	就業率	75.4 %	76.4 %	71.7 %	R3	75%

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		他市同類団体と比べて補助金額、人件費単価は妥当か確認されたい。施設の無償貸与については、他の団体へ説明がつかないため解消すべきである。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		運営費補助は他団体と比べて公平性に欠ける。市が必要と認める事業に対する補助とすべき。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		運営費補助は他団体と比べて公平性に欠ける。市が必要と認める事業に対する補助とすべき。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	×	当該補助金については、運営費及び事業費補助の双方の性格を有していることから、左記の設問意図からすると適合性×と記入したものである。	
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	センターの自主財源での運営が理想であるものの、現状からすると、改善等加えながら継続補助する必要がある。	全て補助率100%であり、上限設定もないのは見直しすべきである。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 18 △(1点) 0 ×(0点) 2 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
90%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価 内容	運営費補助を改め、市が必要と認める事業に対する補助とされたい。 施設の無償貸与は公平性に欠けるため、解消を図られたい。
---------------------	----	----------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 14

補助金名称	地産地消推進事業・地域ブランド開発事業					種別	補助金				
担当部課	環境経済		部	農林水産			課	区分	事業費補助		
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	おいで野洲まるかじり協議会						
予算科目	会計	01	款	06	項	01	目	03	事業	02	おいで野洲まるかじり協議会補助金
概要	野洲市にある豊富な食材を掘り起こし、市内の直売店や飲食店で販売・利用を促進することにより、地域の“もの”を地域で“まるかじりする”地産地消を推進する。 また、地産地消や食育に関する情報を積極的に発信することで、地域の農林水産資源の活用を図る。										
目的	対象 (誰を・何を)	地元の農水産物									
	意図 (どうしたいか)	地元農林水産物についての情報収集・発信									
手段 (どうやって)	HPやSNSを活用した情報発信事業、飲食店への農産物販路拡大事業、農産物PRイベント事業、市内農産物等PR用写真撮影事業、移動販売号による出張販売の実施										
開始年度	H23	終了年度		根拠規定等	野洲市農林水産業関係団体活動等補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容	なし								
補助率・額	規定なし					上限額	予算の範囲内				
積算根拠	なし			補助対象経費	地産地消の推進に必要な経費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円	
交付先実績	収入総額	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	1,210 千円	1,122 千円	1,112 千円		
	補助対象経費 (B)	1,120 千円	1,120 千円	1,120 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	90,262 千円	215,236 千円	213,141 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数		人	人	人		
結果成果指標	飲食店への農産物販路拡大事業 (イベント名、実施期間、対象生産物)	「野洲のええもんまるかじりWEEK」1週間×2回 吉川ごぼう、しゅんぎく娘	「野洲のええもんまるかじりMonth」1ヶ月間 吉川ごぼう、兵主蕪	コロナで未実施		
	SNS (Instagram) フォロワー数	なし	150 人	315 人	R3	500

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○	移動販売事業に関しては、平和堂など民間事業者が実施しているところもある。	平和堂、JAなどへの委託とどちらが有効か。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	△		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△	移動販売事業に関しては、一部見直しが必要と考える。	地域内経済循環のマインドが広がられていない。実施手法について、ニーズや効果を見定めて見直しが必要がある。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	△		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	移動販売にかかる経費分(約61万円)の効果があるのか。移動販売＝地産地消になっているか検証が必要。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	事務局は市農林水産課が担っている。	団体が主体的に実施する体制に移行すべきである。市直営とどちらが効率的か。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	×		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	×	財源は市の補助金のみで、自主財源は確保していない。	努力をいかに担保するのか。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		対象経費を明確に定めるべきである。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	△		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	市補助金以外の財源(事業収入等)検討が課題である。	自走に向けた指導、仕掛けはあるのか。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	△		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 10 △(1点) 7 ×(0点) 3 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
68%	点数基準	50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
	評価の目安	廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
68%	C				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	必要経費のみ補助事業で、地産地消の推進に積極的に取り組んでいる。
継続	見直し内容	移動販売事業に関しては補助金の約半分以上(約61万円)を費やして実施しているため、移動販売事業の一部見直しが必要と考える。

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	効果が見えないため、廃止も含めて手法の抜本的な見直しを図られたい。存続させるのであれば、商工観光課等の他部局との連携を検討されたい。
---------------------	----	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 15

補助金名称		農林水産業補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済部	部	農林水産課			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	団体名等		野洲川下流土地改良区等							
予算科目		会計	01	款	06	項	01	目	04	事業	03	土地改良事業費	
概要		農林水産業関係団体等が行う事業に要する経費に対し補助を行う											
目的	対象 (誰を・何を)	農林水産業関係団体											
	意図 (どうしたいか)	農林水産業施設の機能維持等を図るため											
手段 (どうやって)		改良工事費等へ充当											
開始年度		H16	終了年度				根拠規定等	野洲市農林水産業事業補助金交付要綱					
改定履歴	改定年度			改定内容	なし								
補助率・額		要綱に定める補助金交付一覧表のとおり						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		設計積算等				補助対象経費	全体事業費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	9,440 千円	9,768 千円	7,587 千円	6,110 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	9,440 千円	9,768 千円	7,587 千円	6,110 千円	
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	対象事業数	23 件	14 件	12 件		
結果 成果 指標	土地改良事業は、国・県・市・改良区・農家が一体となり協力し合い、国・県補助や地元(市・改良区・農家)負担等により実施している。					

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○	土地改良事業は、国・県・市・改良区・農家が一体となり協力し合い、国・県補助や地元(市・改良区・農家)負担等により実施している。	
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	同上	事業の必要性や有効性を見極め、対象事業を精査する必要がある。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	同上	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	同上	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○	同上	
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	同上	
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	同上	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 0 —(除外) 1

適正化 実施率	ランク 点数基準 評価の目安	D	C	B	A
		50%未満 廃止・縮小	50%以上70%未満 縮小・改善	70%以上90%未満 改善・継続	90%以上 継続・充実
100%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	農林水産業事業補助金交付要綱に基づき適切に処理している。
継続	見直し内容	なし

二次評価 調整後 評価結果	継続	評価 内容	適正なストックマネジメントの実施を求めることにより、負担の平準化を図りたい。
---------------------	----	----------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 16

補助金名称		野洲川でんくうの会事業補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済	部	農林水産			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		野洲川でんくうの会						
予算科目		会計	01	款	06	項	01	目	04	事業	06	田園空間センター事業費	
概要		野洲市及び守山市域を中心とした野洲川田園空間博物館を地域住民により、多くの人に伝え、魅力あるものとして運営することを目指す。											
目的	対象 (誰を・何を)	守山市・野洲市在住者											
	意図 (どうしたいか)	野洲川田園空間博物館の周知を図り、活動への理解を深め参画を促進する											
手段 (どうやって)		野洲川田園空間博物館に関する普及・啓発、交流、学習活動											
開始年度		H19	終了年度	—	根拠規定等		野洲川歴史公園空間センター条例						
改定履歴	改定年度	—		改定内容									
補助率・額		規定なし					上限額	予算の範囲内					
積算根拠		なし			補助対象経費	事業に要する経費							

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	50 千円	50 千円	50 千円	50 千円	
	特定財源	25 千円	25 千円	25 千円	25 千円	
	一般財源	25 千円	25 千円	25 千円	25 千円	
交付先実績	収入総額	166 千円	101 千円	50 千円		
	うち自主財源	116 千円	51 千円	14 千円		
	支出総額	154 千円	85 千円	98 千円		
	補助対象経費 (B)	154 千円	85 千円	98 千円		
	補助率 (A/B)	32.5%	58.8%	51.0%		
	前年度からの繰越金	26 千円	38 千円	54 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	市民 (守山市・野洲市)	134,068 人	134,468 人	135,028 人		
結果成果指標	野洲川田園空間博物館 来館者数	12,075 人	10,335 人	8,547 人	R4	10,000人
	でんくうの会 会員数	57 人	54 人	47 人	R4	50人

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		事業効果が広く市民に及んでいるのか検証が必要である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—	対象となる団体が1つしかないため、他の団体及び市民などとの公平性の観点での適合性は、当該補助金の場合、なじみにくいと考えられる。 事務局機能に関しては、団体自らが機能を担うことができるよう支援する必要がある。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	—		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	△	会費や自主事業により財源の確保に努めているが、会員数が減少傾向にあるため、会費収入も減少している。 令和元年度はイベントの中止に伴い、支出が減少したため補助金額を超える繰越金が生じた。	
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	△		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	当該事業全体に要する経費が補助対象という考え方であることから、補助対象範囲を限定することは、なじみにくいと考えられる。	対象経費や補助率を明確に定めるべきである。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	×		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	補助率・見直しに関しては検討する必要がある。 自主財源での運営が理想であるものの、現状からすると、改善等加えながら継続補助する必要がある。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 11 △(1点) 4 ×(0点) 3 —(除外) 2

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
72%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	会員が減少傾向にあるため、効果的な運営についての検討および事務局体制の見直しを行う。

二次評価 調整後 評価結果	縮小	評価内容	市民のニーズや効果を検証し、機能の廃止を検討されたい。
---------------------	-----------	------	-----------------------------

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 17

補助金名称		野洲市中小企業融資制度に関する利子補給					種別	補助金				
担当部課		環境経済	部	商工観光			課	区分	支援・扶助的補助			
交付先種別		個人	交付対象数	37	団体名等	個人						
予算科目		会計	01	款	07	項	01	目	02	事業	02	中小企業融資対策事業費
概要		野洲市中小企業融資制度に関する利子補給制度を実施し、市が定める融資制度を受けている市内中小企業者の支払利子の一部を補給することで、その経営基盤の強化等を支援することを目的とする。										
目的	対象 (誰を・何を)	①中小企業者 ②市内商工業										
	意図 (どうしたいか)	経営基盤の強化等を支援する。										
手段 (どうやって)		市内中小企業者の支払利子の一部を補給する。										
開始年度		H20	終了年度	—	根拠規定等		野洲市中小企業融資制度に関する利子補給規程					
改定履歴	改定年度	R2	改定内容	補助対象年度の更新								
	R3	補助対象年度の更新及びセーフティネット資金を借り、利子補給を受けることができる者について、令和2年度新型コロナウイルス感染症を契機に発動された第6項（危機関連保証）を対象に追加した。										
補助率・額		●滋賀県セーフティネット資金…利子補給金の率：年0.4%・限度額5万円●滋賀県経営支援資金小規模企業者枠（旧滋賀県経営安定資金を含む）…利子補給金の率：年0.4%●野洲市小規模企業者小口簡易資金…利子補給金の率：年0.4%					上限額	予算の範囲内				
積算根拠		野洲市中小企業融資制度に関する利子補給規程			補助対象経費		●滋賀県セーフティネット資金 ●滋賀県経営支援資金小規模企業者枠（旧滋賀県経営安定資金を含む） ●野洲市小規模企業者小口簡易資金					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	1,387 千円	1,270 千円	984 千円	4,720 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	1,387 千円	1,270 千円	984 千円	4,720 千円	
交付先実績	収入総額	1,387 千円	1,270 千円	984 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	1,387 千円	1,270 千円	984 千円		
	補助対象経費 (B)	1,387 千円	1,270 千円	984 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	支給事業者数	55 人	49 人	37 人		
結果 成果 指標	支給事業者数	55 人	49 人	37 人	R3	130人
	支給金額	1,387,495 円	1,270,905 円	984,391 円	R3	4,720千円

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		コロナ禍においては、一定の役割が認められるが、収束後には、現在の低金利下においても、実施する必要があるのか検証が必要である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	終期設定が無いため	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク 点数基準 評価の目安	D	C	B	A
		50%未満 廃止・縮小	50%以上70%未満 縮小・改善	70%以上90%未満 改善・継続	90%以上 継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	継続	評価 内容	コロナ禍等におけるセーフティネットとしての役割は認められるが、低金利下での必要性については検証されたい。
---------------------	----	----------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 18

補助金名称		野洲市商工業振興事業補助金						種別	補助金				
担当部課		環境経済	部	商工観光			課	区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等		野洲市商工会						
予算科目		会計	01	款	07	項	01	目	02	事業	03	商工会補助事業費	
概要		商工会の育成と市内商工業の振興に資するため、商工会等が行う小規模企業に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図ることを目的とする。											
目的	対象 (誰を・何を)	①小規模事業者 ②市内商工業											
	意図 (どうしたいか)	①経営又は技術の改善発達を促す。 ②振興と安定を図る。											
手段 (どうやって)		経営改善普及事業 地域総合振興事業											
開始年度		H16	終了年度	—	根拠規定等		野洲市商工業振興事業補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	改定内容											
補助率・額		①経営改善普及事業 総事業から国県の交付する小規模事業指導費補助金を差し引いた額の1/2以内 ②地域総合振興事業 市長が必要と認める額						上限額	予算の範囲内				
積算根拠		経営改善普及事業 地域総合振興事業必要所要額の積算積み上げ				補助対象経費		①経営改善普及事業 指導職員設置費及び当該事業に要する経費 ②地域総合振興事業 地域振興事業や組織活性化事業等に要する経費					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	17,500 千円	17,600 千円	17,900 千円	25,150 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	17,500 千円	17,600 千円	17,900 千円	25,150 千円	
交付先実績	収入総額	109,595 千円	127,833 千円	121,514 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	106,754 千円	124,821 千円	117,665 千円		
	補助対象経費 (B)	42,144 千円	41,306 千円	36,404 千円		
	補助率 (A/B)	41.5%	42.6%	49.2%		
	前年度からの繰越金	2,425 千円	2,821 千円	3,011 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	商工業者数	1,432 人	1,374 人	1,351 人		
結果成果指標	商工会会員数	767 人	717 人	727 人		
	商工会組織率	53.6 %	52.2 %	53.8 %	R3	50%

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		市自ら商工業の振興策を検討することとし、実行部隊として協力を求めることが適当ではないか。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		当団体の役割を改めて見直し、施策としては有望な新規事業立ち上げ支援や経営改善のための専門家派遣等意欲と能力のある事業者をピンポイントで支援出来るものへの転換を検討してはどうか。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		補助金を要する団体か、自走させる指導、仕掛けはあるか。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		事業量に応じた精算を行っているか。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		対象経費や対象額を明確に定めるべきである。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○	終期設定が無いため	
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク 点数基準 評価の目安	D	C	B	A
		50%未満 廃止・縮小	50%以上70%未満 縮小・改善	70%以上90%未満 改善・継続	90%以上 継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	効果の波及が期待できない事業への補助をとりやめ、市自ら商工業の振興策を検討し、目的達成に有効な手法への転換を検討されたい。
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 19

補助金名称		野洲市夏まつり実行委員会運営事業補助金						種別	補助金			
担当部課		環境経済部		商工観光			課区分	事業費補助				
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市夏まつり実行委員会						
予算科目		会計	01	款	07	項	01	目	03	事業	01	観光振興事業費
概要		市民の楽しみの創造及び本市の知名度アップを図る。										
目的	対象 (誰を・何を)	市民及び市外からの観光客										
	意図 (どうしたいか)	本市での賑わい創出で誘客を図る。										
手段 (どうやって)		花火大会、ステージイベント、模擬店舗										
開始年度		H16	終了年度	-	根拠規定等	野洲市観光物産振興事業補助金交付要綱						
改定履歴	改定年度	H27	改定内容	「観光物産協会運営補助金」から「観光物産振興事業補助金」に改訂し、補助対象者を整理したため。								
補助率・額		規定なし						上限額	予算の範囲内			
積算根拠		なし			補助対象経費	観光振興事業に要する経費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	7,000 千円	6,000 千円	0 千円	0 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	7,000 千円	6,000 千円	0 千円	0 千円	
交付先実績	収入総額	11,981 千円	10,947 千円	- 千円		
	うち自主財源	4,182 千円	4,374 千円	- 千円		
	支出総額	11,408 千円	10,393 千円	- 千円		
	補助対象経費 (B)	11,408 千円	10,393 千円	- 千円		
	補助率 (A/B)	61.4%	57.7%	-		
	前年度からの繰越金	793 千円	573 千円	- 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	- 千円	達成年度	目標値
対象数	不特定多数であることから、対象者母数については未記入とした。					
結果成果指標	観覧者数	約37,000 人	約45,000 人	- 人	R2・3年度中止	
	結果成果指標である「観覧者数」については令和元年度実績の45,000人程度が望ましい。					

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		毎年の開催はコロナ感染予防、開催にかかる人的・財政的負担、地元経済活性化の効果等に鑑み取りやめるべき。 仮に残すとしても市の慶事(市制〇〇年など)の機会に限ってはどうか。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	・実行委員会方式で実施しており、実行委員会の核部分は市の商工観光課が実質担っていることから、③の設問に関して左記の通り記入したものである。	市の負担が大きく、運営手法の見直しが必要である。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	△	・当該事業全体に要する経費が補助対象という考え方であることから、補助対象範囲を限定することは、なじみにくいと考える。	
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	×		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	・事業目的の賑わい創出において、定着している現時点では、終期は検討していない。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 16 △(1点) 2 ×(0点) 2 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
85%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	・コロナ禍により、令和2年度及び3年度は中止であるが、次回開催時に向けて、徐々に実行委員会により自立開催できるよう手法を検討する。

二次評価 調整後 評価結果	縮小	評価内容	市の負担が過大であることから、運営手法の見直しを図られたい。 毎年としている開催頻度の見直しを図られたい。
---------------------	----	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 20

補助金名称		オクトーバーフェストやすJAZZ UP実行委員会補助金				種別	補助金
担当部課		環境経済	部	商工観光		課	事業費補助
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等	オクトーバーフェストやすJAZZ UP実行委員会	
予算科目		会計	01	款	07	項	01
目		03		事業		01	
観光振興事業費							
概要		にぎわいの創出と市民相互の絆づくりを図る。				【参考】事務局経緯 野洲工業会発案 H27(2015) 事務局:商工会 H28(2016) 事務局:商工会 H29(2017) 休止 H30(2018) 事務局:商工観光課 R01(2019) 事務局:商工観光課	
目的	対象 (誰を・何を)	市民及び市外からの観光客					
	意図 (どうしたいか)	本市での賑わい創出で誘客を図る。					
手段 (どうやって)		ステージイベント、模擬店舗					
開始年度		H30	終了年度	-	根拠規定等	野州市観光物産振興事業補助金交付要綱	
改定履歴	改定年度	H27	改定内容	「観光物産協会運営補助金」から「観光物産振興事業補助金」に改訂し、補助対象者を整理したため。			
補助率・額		規定なし			上限額	予算の範囲内	
積算根拠		なし		補助対象経費	観光振興事業に要する経費		

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	5,000 千円	4,000 千円	0 千円	0 千円	
	特定財源	1,000 千円	1,000 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源	4,000 千円	3,000 千円	0 千円	0 千円	
交付先実績	収入総額	19,735 千円	15,857 千円	- 千円		
	うち自主財源	13,589 千円	10,637 千円	- 千円		
	支出総額	18,525 千円	15,165 千円	- 千円		
	補助対象経費 (B)	18,525 千円	15,165 千円	- 千円		
	補助率 (A/B)	27.0%	26.4%	-		
	前年度からの繰越金	1,146 千円	1,210 千円	- 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	- 千円	達成年度	目標値
対象数	不特定多数であることから、対象者母数については未記入とした。					
結果成果指標	観客数 (開催期間2日間)	約35,000 人	約23,000 人	- 人	R2・3年度 中止	
	結果成果指標である「観客数」については平成30年度実績の35,000人程度が望ましい。					

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイド ラインに依り難い場合、その理 由について記載のこと。別紙に よる説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		商工会が始めた事業であり、市が実施する体制は見直すべきである。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		補助事業としてふさわしい内容か。直営化して委託する方が効果的ではないか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	・実行委員会方式で実施しており、実行委員会の核部分は市の商工観光課が実質担っていることから、③の設問に関して左記の通り記入したものである。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	△		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○	・当該事業全体に要する経費が補助対象という考え方であることから、補助対象範囲を限定することは、なじみにくいと考える。	
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	△		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	・事業目的の賑わい創出において、休止年度をはさみながらも事業展開し、定着しつつある現段階では、具体的な終期は検討していない。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 17 △(1点) 2 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
90%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	・コロナ禍により、令和2年度及び3年度は中止であるが、次回開催時に向けて、徐々に実行委員会により自立開催できるよう手法を検討する。

二次評価 調整後 評価結果	廃止	評価内容	駅前市有地で開催されているが、今後適地がなくなる見込みであり、これを機に廃止する方向で検討を図られたい。
---------------------	----	------	--

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 21

補助金名称		野洲市観光物産協会運営補助金						種別	補助金
担当部課		環境経済 部		商工観光			課 区分	その他	
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等	野洲市観光物産協会			
予算科目		会計 01	款 07	項 01	目 03	事業 02	観光物産協会運営補助事業費		
概要		本市における観光振興と地域特産等の販路拡大を図るため必要事業を企画遂行し、地域産業の発展と文化の向上に寄与する。							
目的	対象 (誰を・何を)	観光物産に携わる施設や団体等。							
	意図 (どうしたいか)	本市への観光誘客を図る。 本市の地域特産物の開発、販売促進を図る。							
手段 (どうやって)		収益事業、キャンペーン事業、伝統文化保存事業、観光団体育成事業、管理運営事業、観光施設整備事業、物産振興事業 等							
開始年度		H16	終了年度	-	根拠規定等	野洲市観光物産振興事業補助金交付要綱			
改定履歴	改定年度	H27	改定内容	「観光物産協会運営補助金」から「観光物産振興事業補助金」に改訂し、補助対象者を整理したため。					
補助率・額		規定なし				上限額	予算の範囲内		
積算根拠		なし		補助対象経費	観光振興事業に要する経費				

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	3,884 千円	3,884 千円	3,884 千円	4,034 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	3,884 千円	3,884 千円	3,884 千円	4,034 千円	
交付先実績	収入総額	6,005 千円	6,290 千円	6,519 千円		
	うち自主財源	449 千円	466 千円	1,363 千円		
	支出総額	4,188 千円	5,143 千円	5,233 千円		
	補助対象経費 (B)	4,188 千円	5,143 千円	5,233 千円		
	補助率 (A/B)	92.7%	75.5%	74.2%		
	前年度からの繰越金	1,327 千円	1,817 千円	1,147 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	正会員数 (他に賛助会員あり)	65 会員	63 会員	66 会員		
結果 成果 指標	観光入込客数 (日帰り+宿泊) 各年	1,492,700 人	1,550,100 人	1,080,800 人	R3	1,190,100人
		人	人	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果 (適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		団体がどうしても必要な説明をいただきたい。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業 (団体) へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	・具体的な数値を物差しとしてみるならば、観光物産協会会員数や観光入込客数が飛躍的に増加しているわけではないので、高率補助からすると有効性の適合には左記の適合としたものである。	団体の役割について改めて確認する必要がある。事務局のある団体へ委託すれば足りるのではな
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業 (団体) への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		課内に事務局があるのは公平性の点で課題がある。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	△	・自主財源としては、協会会費及び物販手数料等乏しいが、会費及び物販手数料収入を着実に上げることが重要である。 ・他団体補助の一部については、従来、市の一般会計で予算措置されていたものを、伝統文化保存事業と整理して担っている状況がある。	
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	×		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	×	・当該補助金については、運営費及び事業費補助の双方の性格を有していることから、左記の設問意図からすると適合性×と記入したものである。	対象経費や補助率を明確に定めるべきである。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか (対象外とすべき経費を含めていないか)	×		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	・当協会の自主財源事情からすると、高補助率となっているものであり、今後も継続して財源確保に工夫が必要である。 ・究極的には、協会自主財源での運営が理想であるものの、現状からすると、改善等加えながら継続補助する必要がある。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了 (廃止) の時期を設定しているか	×		

○(2点) 13 △(1点) 3 ×(0点) 4 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
73%	B				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	物販手数料等の収入増や少しでも会員数増となるよう工夫しながら、自主財源の確保に努めつつ、協会事業を行政側と連携し事業展開を図っている。
継続	見直し内容	・自主財源は乏しいものの、協会会費の大幅な増が期待できないことからすると、物販手数料収入を着実に伸ばすことが肝要である。特産品販売促進 (地ビール) やイベント出店物品販売等を通じた収入増やPR活動の工夫により更なる収入増となるような好循環を生むよう協会側に働きかけ、伴走型で物産振興事業を展開するものである。

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価 内容	市の直営化も含め、効率的な運営方法について検証し、効果的な手法について早急に検討を図られたい。
---------------------	-----------	----------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 22

補助金名称		野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費					種別	補助金				
担当部課		教育委員会	部	学校教育			課	区分				
交付先種別		個人	交付対象数	243	団体名等							
予算科目		会計	01	款	10	項	01	目	03	事業	03	就学援助事業費
概要		経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒又は入学予定者に対し、就学の援助を行い、もって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。										
目的	対象 (誰を・何を)	野洲市立小中学校に在学し、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒又は入学予定者の保護者										
	意図 (どうしたいか)	就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資する。										
手段 (どうやって)		就学援助費の給付										
開始年度		H16	終了年度		根拠規定等		野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱					
改定履歴	改定年度	R3	改定内容	所得税法改正に伴う給付対象者審査基準の見直し								
		R1		支給対象経費に卒業アルバム代を追加する								
補助率・額		国が定める額の範囲内					上限額	国が定める額の範囲内				
積算根拠		特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱				補助対象経費	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、就学旅行費、クラブ活動費、体育実技用具保、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費、卒業アルバム代					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	32,309 千円	29,964 千円	24,684 千円	37,702 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	32,309 千円	29,964 千円	24,684 千円	37,702 千円	
交付先実績	収入総額	32,309 千円	29,964 千円	24,684 千円		
	うち自主財源	32,204 千円	29,842 千円	24,672 千円		
	支出総額	32,309 千円	29,964 千円	24,684 千円		
	補助対象経費 (B)	32,309 千円	29,964 千円	24,684 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円	達成年度	目標値
対象数	就学援助世帯児童生徒	419 人	379 人	380 人		
結果 成果 指標	就学援助支給人数	419 人	379 人	380 人	R3	423
		人	人	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果（適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。）	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		法により全額市が負担すべきものと定められているのか確認が必要である。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	—	支援継続の必要性については、申請を年度毎にし、毎年認定の審査をしているため、合理的である。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		福祉医療助成と重複していないか。給食費は所得に関係なく負担すべきではないか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○	就学援助については学校からの案内と広報やホームページで広く周知し、公平性を保っています。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		対象や単価について、見直しが必要である。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか（対象外とすべき経費を含めていないか）	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了（廃止）の時期を設定しているか	×		

○(2点) 14 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 5

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
93%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	給付が必要な対象者に情報が行き渡るよう周知に取り組む。

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価 内容	
		給食費や医療費は支援の必要性が乏しいため、対象から外すことを検討されたい。全生徒を対象としたヘルメット購入支援は、当該補助金へ含めることで廃止を検討されたい。	

取組み 結果		取組み の進捗	

令和3年度 補助金等調書

No. 23

補助金名称		野洲市大学等修学奨励金						種別	補助金			
担当部課		教育委員会	部	学校教育課			課	区分	支援・扶助的補助			
交付先種別		個人	交付対象数	1	団体名等							
予算科目		会計	01	款	10	1	01	目	03	事業	03	就学援助事業費
概要		大学その他の学校に修学しようとする者で、経済的な理由により修学することが困難な者に対し、奨励金を給付し、もって社会に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。										
目的	対象 (誰を・何を)	市内に居住する者の子で、大学等における修学の見込みが確実であり、住民税所得割非課税世帯に属する者										
	意図 (どうしたいか)	社会に貢献しうる有為な人材を育成する。										
手段 (どうやって)		奨励費の給付										
開始年度		H22	終了年度		根拠規定等			野洲市大学等修学奨励金給付要綱				
改定履歴	改定年度	なし	改定内容	なし								
補助率・額		奨学金 月3,000円、入学支度金10,000円						上限額	補助額と同額			
積算根拠		なし			補助対象経費		奨学金、入学支度金					

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	354 千円	544 千円	588 千円	0 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	354 千円	544 千円	588 千円	0 千円	
交付先実績	収入総額	354 千円	544 千円	588 千円		
	うち自主財源	354 千円	544 千円	588 千円		
	支出総額	354 千円	544 千円	588 千円		
	補助対象経費 (B)	354 千円	544 千円	588 千円		
	補助率 (A/B)	100.0%	100.0%	100.0%		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円	達成年度	目標値
対象数	市内の奨学生	9 人	15 人	15 人	R3	1
結果 成果 指標	奨励金給付人数	9 人	15 人	15 人		
		人	人	人		

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○	日本学生支援機構が令和元年度より給付型の奨学金制度を開始しています。	
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	△		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	△		
(2) 必需性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	×	奨学金として十分な支給額とはいえない。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	△		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	△		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	日本学生支援機構が令和元年度より給付型の奨学金制度を開始しています。野洲市の補助額と比較し、日本学生支援機構は補助額も高く、給付だけではなく授業料の免除もあり、内容が充実しています。	
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	×		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	△	市民税所得割非課税世帯に限られていますが、非課税世帯ではなくても、修学の上で同様に困窮している世帯もあります。日本学生支援機構の実施する給付型奨学金では、非課税世帯ではなくとも修学困難な世帯に給付する制度を実施しています。	
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	×	今年度は対象者数1人の見込みで、必要経費は同事業内で捻出することとなっています。	
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	△	修学に資する額として十分とは考え難く、日本学生支援機構の奨学金と比べると少額である。	
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	×		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 4 △(1点) 7 ×(0点) 5 —(除外) 4

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準	50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
	評価の目安	廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
47%	D				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	令和元年度の日本学生支援機構の給付型奨学金の開始により、本制度の役割を終了したと考える。本制度は、日本学生支援機構と重複で給付を受け取ることができないため、より充実している日本学生支援機構の奨学金を勧奨するべきと考える。
廃止	見直し内容	日本学生支援機構の奨学金の勧奨を行い、廃止に向けて取り組む。

二次評価 調整後 評価結果	廃止	評価 内容	国制度創設に伴い廃止すべき。
---------------------	----	----------	----------------

取組み 結果	46	取組み の進捗
-----------	----	------------

令和3年度 補助金等調書

No. 24

補助金名称		社会教育関係団体共同事務所設置補助金						種別	補助金			
担当部課		教育委員会	部	生涯学習スポーツ			課	区分	運営費補助			
交付先種別		団体	交付対象数	1	団体名等	社会教育関係団体共同事務所						
予算科目		会計	01	款	10	項	05	目	01	事業	03	生涯学習振興事業費
概要		活力ある地域社会を創造するため、社会教育関係団体が各団体の振興と育成を図り、事務を円滑に進めるため共同して設置するもの。										
目的	対象 (誰を・何を)	市民、社会教育関係団体										
	意図 (どうしたいか)	市民の生涯学習社会の構築をめざし、活力ある地域社会に貢献する。										
手段 (どうやって)		共同事務所を設置するとともに、事務員を雇用する。										
開始年度		H16	終了年度		根拠規定等	野洲市社会教育関係団体事務局職員共同設置規約						
改定履歴	改定年度		改定内容									
補助率・額		野洲市社会教育関係団体事務局職員勤務規定に基づく						上限額				
積算根拠		野洲市パート職員規定に準ずる			補助対象経費	事業費及び人件費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	2,318 千円	2,318 千円	2,457 千円	2,459 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	2,318 千円	2,318 千円	2,457 千円	2,459 千円	
交付先実績	収入総額	2,666 千円	2,710 千円	2,758 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	2,611 千円	2,667 千円	2,639 千円		
	補助対象経費 (B)	2,611 千円	2,667 千円	2,639 千円		
	補助率 (A/B)	88.8%	86.9%	93.1%		
	前年度からの繰越金	57 千円	55 千円	43 千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	社会教育関係団体	76 団	76 団	74 団		
結果 成果 指標						

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		各団体本来の活動と付加一体として自身で当然に行うべき事務までも市の税金を投じて行うものではない。
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		これまでどのような効果を確認しているのか。事務所を維持するための人件費を支援することが目的となっていないか検証が必要です。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに応えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
⑤ 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	—	社会教育関係団体事務を担うものであり、自主財源の確保にはそぐわない。	
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な剰余金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		人件費への補助ではなく、事業に対する補助に切り替えるべきである。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 17 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 2

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
94%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	野洲市社会教育関係団体事務局職員共同設置規約により雇用した職員は、この規約により共同で雇用した職員であり、規約に基づく取り扱いとなる。
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	廃止	評価内容	漫然と補助することが団体の自立を阻害することにも繋がるため、当該補助は廃止し、別の効果的な施策により、活動の振興を図られたい。
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 25

負担金名称	守山野洲少年センター分担金						種別	負担金			
担当部課	教育委員会	部	生涯学習スポーツ			課	区分	運営費補助			
交付先種別	団体	交付対象数	1	団体名等	守山野洲少年センター						
予算科目	会計	01	款	10	項	05	目	02	事業	03	青少年育成事業費
概要	青少年の健全育成や非行防止、有害環境の浄化活動等を推進している少年センターを守山市と野洲市が共同で設置しており、必要となる経費を均等割と人口割で負担しているもの。										
目的	対象 <small>(誰を・何を)</small>	守山市・野洲市及び県内在住・在学の青少年とその関係者									
	意図 <small>(どうしたいか)</small>	①青少年の健全育成や非行防止と有害環境の浄化 ②青少年の立ち直り支援									
手段 <small>(どうやって)</small>	街頭巡回活動、相談活動、有害図書等立ち入り調査										
開始年度	H16	終了年度		根拠規定等	守山野洲少年センターの組織および運営に関する規則						
改定履歴	改定年度	改定内容									
補助率・額	均等割3割 人口割7割						上限額	予算の範囲内			
積算根拠	なし			補助対象経費	センターの事業費及び人件費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	10,654 千円	10,914 千円	10,962 千円	10,905 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	10,654 千円	10,914 千円	10,962 千円	10,905 千円	
交付先実績	収入総額	37,126 千円	36,755 千円	36,922 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	35,045 千円	34,623 千円	34,712 千円		
	補助対象経費 (B)	35,045 千円	34,623 千円	34,712 千円		
	補助率 (A/B)	30.4%	31.5%	31.6%		
	前年度からの繰越金	3,167 千円	2,081 千円	2,133 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円	達成年度	目標値
対象数	市民 (守山市・野洲市)	134,068 人	134,904 人	135,486 人	R3	300
結果成果指標	街頭巡回回数	311 回	321 回	228 回		
	相談件数	1,687 件	1,649 件	1,177 件	相談は年間を通じて、受けた件数を総計するものであり、目標設定できるものではない。	

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	—		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	今日の子どもや若者、その保護者が抱える悩みは引きこもりや不登校など、かつてのような街頭補導中心の活動から変化し、多様化しており、これらの問題に直接関与する少年センターの役割と必要性は大きい。	県内他自治体の状況と比較し、必要性を確認する必要がある。
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		補導から相談へ変化していることに合わせ、活動内容も見直す必要がある。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	—		守山市に設置されており、使い勝手が悪い。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
⑤ 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	×	野洲市と守山市による共同設置であり、二市の負担金によりその運営を行っている。自主財源の確保にはそぐわない。	守山市と共同で実施することの効果を検証する必要がある。
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		人口割ではなく、対象となる青少年で負担割合を換算すると本市の負担はどうなるか。
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		ボランティア団体の育成を図る必要があるのではないか。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	—		

○(2点) 15 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 4

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
94%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	支援を必要とする子どもや若者は継続して長期間の支援を行っていく必要がある。効果がすぐにあられる性質のものではない。
継続	見直し内容	子どもや若者を取り巻く問題は、いじめ、不登校、児童虐待、家庭内暴力など多様化かつ深刻化している。相談件数は増加傾向にあり、内容によっては福祉的支援も必要な事案が増加していることから、相談、補導、非行防止などの青少年育成のための取組を実施している少年センターの果たす役割は大きい。

二次評価 調整後 評価結果	廃止	評価内容	活動内容に極めて重複感を感じる「青少年育成市民会議」やふれあい教育相談センターへ機能を集約し、本事業は廃止できないか検討されたい。
---------------------	----	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No. 26

補助金名称	社会教育関係団体活動補助金						種別	補助金			
担当部課	教育委員会	部	生涯学習スポーツ			課	区分	運営費補助			
交付先種別	団体	交付対象数	2	団体名等	①さざなみスポーツクラブ ②YASUIほほえみクラブ						
予算科目	会計	01	款	10	項	06	目	01	事業	04	スポーツ振興事業費
概要	若年層から高齢者までの市民がスポーツを通じて相互理解と交流を深め、地域社会の活性化と住民の健康づくりをめざす。										
目的	対象 (誰を・何を)	①スポーツに親しみたい市民 ②市内在住・在勤者									
	意図 (どうしたいか)	①スポーツに親しみ、各競技力の向上をめざす。 ②スポーツを通じて市民の交流と地域活性化を図る。									
手段 (どうやって)	交流イベントの実施、スポーツ教室や大会等の開催										
開始年度	H16	終了年度		根拠規定等	野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱						
改定履歴		改定年度		改定内容							
補助率・額	野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱に定める額						上限額	①4,500,000円 ②2,500,000円			
積算根拠	なし			補助対象経費	報償費、賃金、職員手当等、労災保険料、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	6,051 千円	6,051 千円	6,051 千円	6,051 千円	
	特定財源	千円	千円	千円	千円	
	一般財源	6,051 千円	6,051 千円	6,051 千円	6,051 千円	
交付先実績	収入総額	47,516 千円	48,245 千円	45,363 千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	46,897 千円	47,636 千円	44,399 千円		
	補助対象経費 (B)	46,783 千円	47,483 千円	44,182 千円		
	補助率 (A/B)	12.9%	12.7%	13.7%		
	前年度からの繰越金	3,711 千円	3,746 千円	3,870 千円		
	当該年度積立金	100 千円	100 千円	200 千円	達成年度	目標値
対象数	市民	50,877 人	51,080 人	51,176 人		
結果 成果 指標	会員数	1,520 人	1,553 人	1,264 人	R3	1,500

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適宜読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果（適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。）	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	○		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○	地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核として役割を果たしている。	
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		決まった団体に定額を補助していることについて、検証が必要である。
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	○		
⑤ 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		運営状況や事業の効果を検証し、定期的に見直しを行う必要がある。使用料も減免するなど、過大な支援となっており、必要な支援のあり方を整理すべきである。自主財源が見定めることから、適正な補助率を定めるべきである。
	② 補助金額を超える繰越金や、用途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	○		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	○		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか（対象外とすべき経費を含めていないか）	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○		
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	○		
	② 補助の終了（廃止）の時期を設定しているか	×		

○(2点) 19 △(1点) 0 ×(0点) 1 —(除外) 0

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
95%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	野洲市の生涯スポーツの推進に大きく寄与しており、今後も両クラブと連携を図りながらその運営に対し支援を継続する必要がある。

二次評価 調整後 評価結果	改善	評価内容	定額補助を改め、補助対象とする取組を確認し、一定の割合で補助するよう見直しを図りたい。
---------------------	-----------	------	---

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--

令和3年度 補助金等調書

No.	27
-----	----

補助金名称	人間ドック等健診助成金						種別	補助金			
担当部課	健康福祉 部		保険年金			課	区分	支援・扶助的補助			
交付先種別	個人	交付対象数	121人	団体名等	個人（国民健康保険被保険者）						
予算科目	会計 02	款 05	項 02	目 01	事業 02	疾病予防対策事業費					
概要	人間ドック健診、脳ドック健診および両方を組み合わせたドック健診を受診した被保険者を対象に、受診費用の6割（住民税課税世帯）又は8割（住民税非課税世帯）を補助する。被保険者一人に対し、3年度に1回の補助。健診結果をもとに、保健指導が必要と判断される者を対象に、保健師等による保健指導を実施することにより被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化を目指す。										
目的	対象 <small>（誰を・何を）</small>	下記(1)～(3)のすべてに該当している人 (1) 受診開始日において国保被保険者であること (2) 世帯主及び当該世帯に属するすべての被保険者が、市税を滞納していないこと。 (3) 申請年度における、特定健診を受診していないこと。									
	意図 <small>（どうしたいか）</small>	生活習慣病やその他疾病を早期に発見するとともに、健康の保持増進を図ることで、医療費の適正化を目指すため、人間ドック健診の受診費用の一部を補助。									
手段 <small>（どうやって）</small>	検診を受けた日から2か月以内に健診費用にかかる領収書及び健診結果を添えて申請する。後日、指定の口座に費用の一部を振り込む。										
開始年度	H16	終了年度	-	根拠規定等	野洲市国民健康保険人間ドック・脳ドック健診助成金支給要綱						
改定履歴	改定年度	H22	改定内容	要綱全部改正。申請方法及び様式等変更。							
		H23		・住民税課税世帯・非課税世帯ごとに助成上限額・補助率を設定。 ・助成金支給間隔を、3年度に1回とした。							
		H28		「申請する年度において、特定健康診査を受診していないこと」を追加。							
補助率・額	健診費用額に6割または8割を乗じた額を助成。				上限額	住民税助成率	課税世帯 6割	非課税世帯 8割	人間ドック 24千円	脳ドック 18千円	組合せ 41千円
積算根拠	H23年実績の平均費用額より算定			補助対象経費	人間ドック・脳ドック・組合せドックの費用額						

補助実績		過去3年の実績			今年度予算額	
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
市実績	補助金交付額 (A)	4,723 千円	5,148 千円	3,481 千円	6,322 千円	
	特定財源	年度によって県交付金の充当先が異なるため、記載しない。				
	一般財源					
交付先実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費 (B)	千円	千円	千円		
	補助率 (A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円	達成年度	目標値
対象数	国保被保険者数	9,588 人	9,353 人	9,322 人		
結果成果指標	助成数	161 人	174 人	121 人	R3	211人
	保健指導数	2 人	2 人	1 人	R3	5人

※負担金及び交付金については、「補助」・「補助金」を適直読み替えてください。

(補助金等の適正化に関するガイドライン) チェックポイント		適合	点検結果(適否の説明とガイドラインに依り難い場合、その理由について記載のこと。別紙による説明も可とします。)	行革推進室 コメント
(1) 公益性	① 不特定多数の者に直接的または間接的に利益を及ぼすものか	○		
	② 客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	③ 採算性等により民間事業者では実施されない事業か	—		
(2) 必要性	① 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
	② 事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか	○		
	③ 同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○		どのような効果検証を行っているか。
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか	○		
(4) 公平性	① 他の団体や市民との間で公平性は保たれているか	○		
	② 交付先は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 団体自らが事務局機能を担っているか	—		
(5) 交付先の会計処理	① 応分の自主財源を確保しているか	○		
	② 補助金額を超える繰越金や、使途が不明確な余剰金や積立金がないか	○		
	③ 他団体への再補助をしていないか	—		
(6) 対象経費	① 団体の運営費を除いた事業費に対する補助であるか	—		
	② 補助対象の範囲や程度を数値基準により明確に規定しているか(対象外とすべき経費を含めていないか)	○		
(7) 補助率	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	○	医療費適正化の効果は数年のスパンで計れるものではなく、当事業は健康の保持増進を目的とした保健事業として継続する必要がある。コロナ禍による各種検診や保健指導が控えられているため、より詳細な検診により、疾病の早期発見を促す必要もある。	助成率の説明をお願いしたい。
(8) 見直し	① 少なくとも5年毎に見直しを実施しているか	△		
	② 補助の終了(廃止)の時期を設定しているか	×		

○(2点) 14 △(1点) 1 ×(0点) 1 —(除外) 4

適正化 実施率	ランク	D	C	B	A
	点数基準		50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満
評価の目安		廃止・縮小	縮小・改善	改善・継続	継続・充実
91%	A				

一次評価 事業所管課 評価結果	特記事項 (考慮すべき事由)	
継続	見直し内容	

二次評価 調整後 評価結果	継続	評価 内容	健診結果を適切な指導に活かし、事業の効果向上を図られたい。
---------------------	-----------	----------	-------------------------------

取組み 結果		取組み の進捗	
-----------	--	------------	--